

「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」の策定について

1. これまでの対応について

(1) 東日本大震災への対応

2011年3月11日に発生した東日本大震災の際、日本学術会議は、発災後7日後、幹事会声明「東北・関東大震災とその後の原子力発電所事故について」を公表し、一般参加者も加えた緊急集会を開催し、喫緊の問題と中長期的な問題とを区別しながら議論しました。

同年3月23日には、幹事会声明を受けて「東日本大震災対策委員会」を設置し、その後、7次にわたる緊急提言のほか、会長談話、提言などの形で、科学的見地からの見解の表出を、継続的に行ってきました。

現在も、今期新たに設置した「東日本大震災復興支援委員会」の下に7つの分科会を設置し、関連する委員会と連携しながら、原子力発電所事故への対応も含め、復興に向けた各種課題について、審議を続けているところです。

しかし、津波被害や原発事故で科学者の見解が求められた局面で、真に有効な活動ができたかについて反省すべき事柄は少なくありません。殊に、専門分野の科学者を結集し、情報収集を図り、科学的分析を通じて災害の現状と推移についての確な見解を表明し、政府や国民に提示できたかという点、必ずしも十分とは言えなかったと思います。

その理由の一つは、緊急事態が起こった際に日本学術会議がとるべき方針が事前に考えられてはいなかったことです。

(2) 迅速な見解の表出のための規程の整備

確かに、日本学術会議では、大規模な災害等、社会に重大な影響を及ぼす突発的事態が生じた場合に、科学的な見地からの見解の表出を行うための方法について、必要な規程を設けてきました。

まず、「日本学術会議会長談話及びメッセージについて」（2009年5月18日日本学術会議会長決定）において、比較的短期間で会長の考えを国民又は会員及び連携会員に伝える手段を定めました。

さらに、東日本大震災後には、「『緊急型』及び『早期型』の助言・提言活動について」（2011年9月1日日本学術会議第133回幹事会申合せ）において、突発的な事態等に際して、1～2週間程度の準備期間で「会長談話」又は「幹

事会声明」等の形式で日本学術会議の意見を表明する「緊急型」、概ね3～4か月程度の審議期間で見解を取りまとめる「早期型」の助言・提言活動を行うことができる旨定めました。

しかし、これだけでは、どのような審議体制を構築して緊急事態に対処するのか、あるいは緊急事態において見解をどこに届けるのか、どのような組織と協力関係を築くのかといったことが必ずしも明確ではなかったのです。

2. 今回の指針の策定について

今回の指針は、1(2)で挙げた規程を前提に、また、東日本大震災の際の経験を活かしつつ、緊急事態時に、よりスムーズに審議体制を整え、迅速かつ的確に必要な活動を展開できるようにするため、新たに策定するものです。

指針では、緊急事態時に、

- ① 会長を委員長とする「緊急事態対策委員会」を設置し、当該緊急事態に関する審議を行うことにしています。
- ② また、会長の指揮の下、日本学術会議として、
 - ・できるだけ早期の、当該緊急事態に関する見解の表出
 - ・日本学術会議内での情報共有や社会全体への情報発信
 - ・政府や国内外の関係機関との連携のための働きかけなどの取組を行うことにしています。

日本学術会議としては、緊急事態において、この指針を一つの道標としつつ、状況に応じた臨機応変な対応をとることによって、我が国の科学者の国内外に対する代表機関として、しっかりとその役割を果たす決意です。また、緊急事態において適切な対応をとるためには、平常時から政府機関や学協会などと連携をとることが欠かせません。非常事態を意識して日常的活動を行うことにも留意していきます。